

デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として、令和6年度に新たに住民税非課税世帯等となった世帯に対し、臨時的な措置として支援する給付金です。

## 1 対象世帯

次の条件を全て満たしている世帯が対象となります。

- ・令和6年6月3日(基準日)時点でむかわ町に住民登録があること。
- ・令和6年度から世帯全員が新たに住民税非課税または均等割のみ課税(定額減税前)となった世帯であること。
- ・令和5年度むかわ町物価高騰対応重点支援給付金の支給対象世帯になっていないこと。

ただし、次の世帯は対象外となります。

- ・令和6年度住民税が課税されている方の地方税法上の扶養親族となっている世帯員がいる世帯。
- ・むかわ町又は他市区町村において、重点支援地方交付金を活用した低所得世帯向けの給付金の支給対象となったことのある世帯。
- ・令和6年1月1日時点で日本国内の市町村に住民登録がない世帯。
- ・支給の対象となった単身世帯の方が、確認書の返送を行う前に死亡した場合。
- ・租税条約により、住民税均等割が課されていない世帯。

## 2 支給額

- ・1世帯あたり10万円(世帯主の方が受給権者となります)
- ・こども加算分※1人あたり5万円

※本給付金の対象世帯のうち、18歳以下のこどもがいる世帯(平成18年4月2日生まれ以降のこどもがいる世帯)が対象となります。

## 3 手続き方法

対象の可能性のある世帯の世帯主様へ、確認書を発送しております。  
内容を確認し、同封の返信用封筒に入れ、返送してください。

## 4 提出期限

令和6年10月31日(木曜日)

## 5 注意事項

本給付金は差し押さえ禁止財産および非課税所得の対象です。

## 6 問い合わせ

福祉・子育て課福祉グループ 電話:0145-42-2506